

家族信託専門士・コーディネーター フォロー研修

第32回

公開：2025年9月

本研修のスケジュール

開始	終了		内容	担当
13:30	13:35	0:05	オリエンテーション	事務局
13:35	14:20	0:45	I：法定後見制度の誤解をただす ～不自然な理屈で任意後見・家族信託へ 強引に誘導しないために～	一般社団法人家族信託普及協会 代表理事 宮田 浩志
14:20	14:50	0:30	II：リモート公正証書作成スタート ～具体的な利用手順についての最新情報～	日本公証人連合会 総括理事 上野公証役場 公証人 加藤 朋寛 様
14:50	15:00	0:10	休憩	
15:00	16:20	1:20	II：福祉型に特化した活動を展開される ふくし信託株式会社	ふくし信託株式会社 代表取締役 山北 英仁 様
16:20	16:30	0:10	全体質疑応答	

I : 法定後見制度の誤解をただす

～不自然な理屈で任意後見・家族信託 へ強引に誘導しないために～

**一般社団法人家族信託普及協会
代表理事**

宮田 浩志

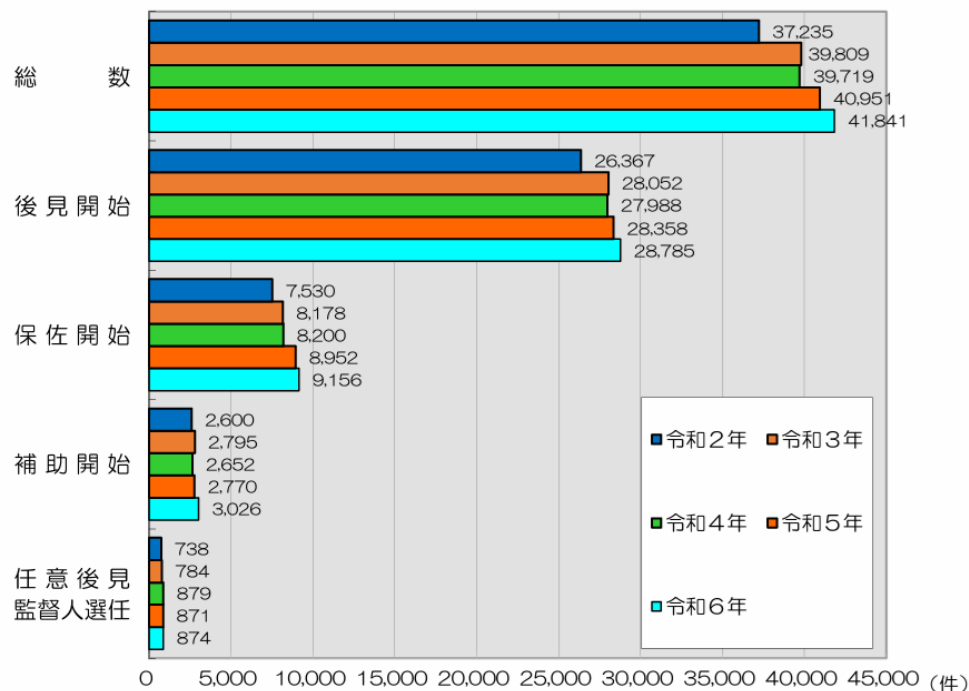
家族信託を勧めようとするばかりに、以下のような発言をしてしまっていないか？

- 1) 後見制度の利用は“伸び悩んでいる”一方で、家族信託の利用は“急速に伸びています”
- 2) 後見制度の利用に要する「審査（審理）」には長期間かかります。
- 3) 後見制度の利用を申請すると、必ず「鑑定」が必要となり期間と費用がかかります
- 4) 法定後見において、親族は後見人に選任されにくいから、家族に面倒をみてもらえる、「任意後見」や「家族信託」の方が安心ですね
- 5) 法定後見では、裁判所が見ず知らずの専門家を後見人として選任するため、どんな人が後見人になるかが分からず、不安である（人柄に問題のある専門職もいる）
→だから任意後見契約の方が安心
- 6) 後見制度を利用すると、不動産は売れない
- 7) 法定後見よりも任意後見の方が柔軟な財産管理ができる

＜多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解＞

1）後見制度の利用は“伸び悩んでいる”一方で、家族信託の利用は“急速に伸びている”？

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



令和2年対比、

- 申立総数は12%の伸び
- 後見開始は9%の伸び
- 任意後見監督人選任は18%の伸び

後見制度の利用は着実に拡大しています！

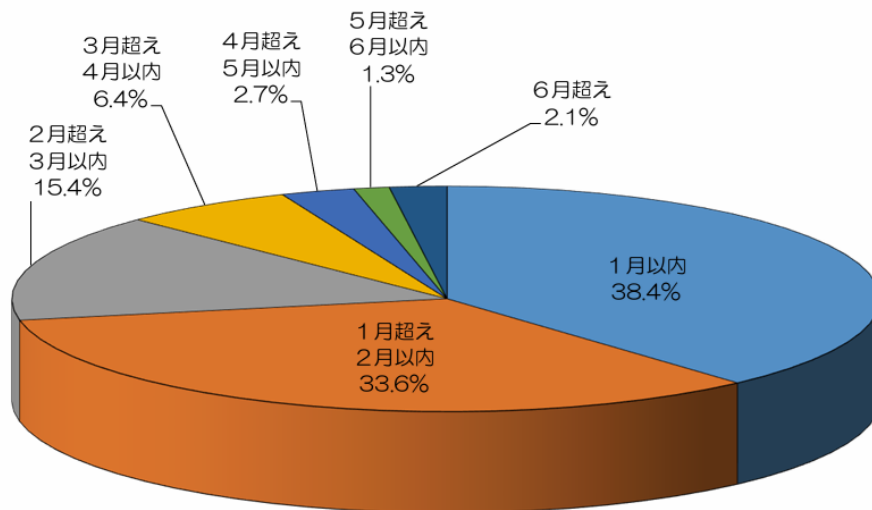
（注） 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

成年後見関係事件の概況—令和6年1月～12月
最高裁判所事務総局家庭局

<多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解>

2) 後見制度の利用を申請しても、「審査（審理）期間」が長くなる？

（資料3） 審理期間別の割合



成年後見関係事件の概況—令和6年1月～12月
最高裁判所事務総局家庭局

令和6年現在、

- 1か月以内が38.4%
- 2か月以内で72%
- 3か月以内では87.4%
- 4か月以内で93.8%

多くは2か月以内に処理されています！

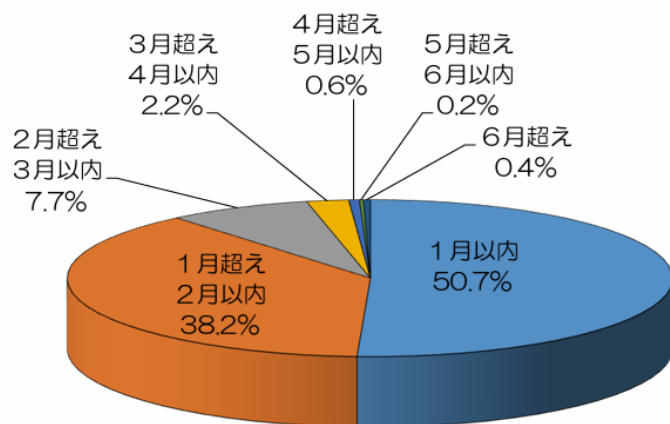
以下の場合には、処理が長期化します

- ・ 後見人候補者無しで申し立てた場合
- ・ 親族後見人候補者がはねられた場合
(親族の反対意見、候補者の適格性に難)
- ・ 鑑定が実施される場合

<多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解>

3) 後見制度の利用を申請すると、必ず「鑑定」が必要となり期間と費用を要する？

(資料8) 鑑定期間別割合

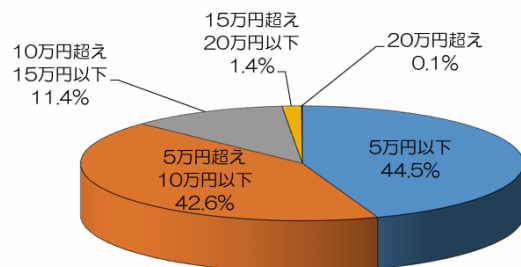


申立て総数に対し、鑑定を実施したのは全体の「3.8%」である！

鑑定に要した期間は

- 1か月以内が50.7%
- 2か月以内で88.9%
- 3か月以内では96.6%

(資料9) 鑑定費用別割合



鑑定に要した費用は

- 5万円以下が44.5%
- 10万円以下が87.1%

成年後見関係事件の概況—令和6年1月～12月
最高裁判所事務総局家庭局

<多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解>

4）法定後見において、親族は後見人に選任されにくい？

特別な事情（下記）が無ければ、法定後見であっても原則的に親族が後見人に選任される

特別な事情とは？

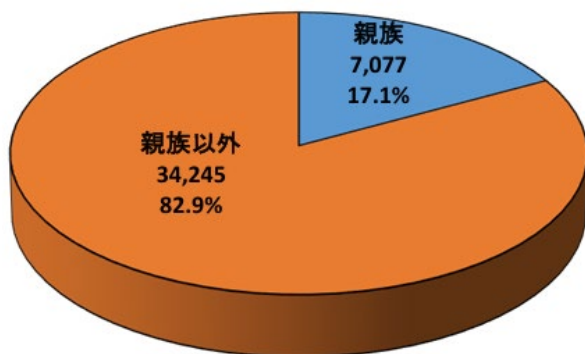
- ・ 推定相続人となる家族からの反対意見が出される
- ・ 候補者が高齢
- ・ 候補者の収入が無く、本人の資産から援助を受けている
- ・ 候補者の居住地が遠方
- ・ 本人からの借入れがある

（上記以外でも）

- ・ 資産規模が大きい場合や不動産所得が高額な場合、相続手続き（遺産分割協議）が控えている場合などは、職業後見人単独、又は職業後見人との“複数後見”になるケースもある。

<多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解>

4）法定後見において、親族は後見人に選任されにくい？



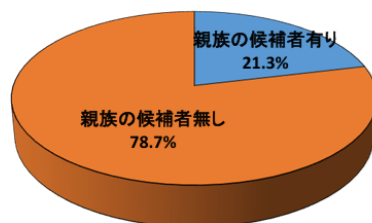
後見人として

- 親族が選任されたのは17.1%
- 親族以外が選任されたのは82.9%

このデータをもって、「親族が選任されない」という結論は間違い。

（参考資料） 成年後見人等の候補者について

- 令和6年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約21.3%である。



そもそも、全後見申立てのうち、後見人の候補者として、親族がいる割合は21.3%である。
単純計算をしても、親族が候補者としているケースであれば、80%以上は親族が選任されている。

（残り20%は前述の「特別な事情」が故と推測される）

- ⇒「任意後見契約」を受注したいがため？
- ⇒職業後見人として受任がしたいがため？

成年後見関係事件の概況—令和6年1月～12月
最高裁判所事務総局家庭局

<多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解>

- 5) 法定後見では、裁判所が見ず知らずの専門家を後見人として選任するため、どんな人が後見人になるかが分からず、不安である（問題のある後見人もいる）
→だから任意後見契約の方が安心

法定後見では、「後見人候補」を記載して申立てることが重要！

親族後見人がいない場合、又は親族後見人と複数後見が想定され得る場合はあらかじめ信頼できる職業後見人候補者を探しておくことが重要。

候補者を探さず家庭裁判所の選任を待つのはギャンブルであり、実務では絶対にお勧めしない。

※後見制度を利用したが、

「専門職がスピーディに入院入所手続きや立替金の精算をしてくれない」

「専門職の態度が高圧的で不愉快な思いをした」

「事務的な対応しかしてくれず、不満が残った」

等の声が散見されるが、これらは「後見申立ての際に『信頼できる後見人候補を探して依頼する』というステップを飛ばしたことで発生するリスクであるともいえる。

- ⇒要は「後見制度のリスク」ではなく、申立を担当した専門家の説明不足・サポート不足の可能性
⇒申立業務のみを行う専門職ではなく、後見人候補者にもなれる専門職に申立てを依頼するのが無難
⇒申立業務のみを行う専門職であっても、「お客様にとって最適な後見人を探す」努力が必要

＜多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解＞

- 5) 法定後見では、裁判所が見ず知らずの専門家を後見人として選任するため、どんな人が後見人になるかが分からず、不安である（問題のある後見人もいる）
→だから任意後見契約の方が安心

≪ 任意後見契約で備えるべき典型的ケース ≫

※ 後見人候補者がはじかれるリスクを排除したい場合に利用する

- (1) 家族に紛争性がある場合
(家族から候補者に対して反対意見が出る可能性が高い場合)
- (2) 候補者が高齢の場合
- (3) 候補者の収入が無く、本人の資産から援助を受けている場合
- (4) 候補者の居住地が遠方の場合
- (5) 本人からの借入れがある場合
- (6) 資産規模が大きい場合や不動産所得が高額な場合
- (7) 相続手続き(遺産分割協議)が控えている場合
- (8) 親族以外の第三者(専門職、支援団体、親友など)に確実に任せたい場合

<多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解>

6) 後見制度を利用すると、不動産は売れない

- 法定後見：現自宅又は以前自宅だった不動産（持家・借家を問わず）を売却・賃貸・退去・解体する場合には
家庭裁判所に「居住用財産の処分許可」が必要

⇒ 自宅の処分には合理的な理由が必要！

- 任意後見：「居住用財産の処分許可」は不要

⇒ 事前の許可は不要でも、合理的な理由が無い処分には、
事後的(後見報告時)に問題となる可能性がある！

<多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解>

7) 法定後見よりも任意後見の方が柔軟な財産管理ができる

「任意後見制度」も「法定後見制度」も、どちらも法律に基づく成年後見制度なので、根底にある制度趣旨・理念は同じ。

⇒ 運用実務において、任意後見は自由度が高く、積極的な資産運用や相続税対策ができる、手間やコストの負担が軽いというのは誤り！

むしろ、任意後見は絶対的にランニングコスト（任意後見監督人報酬）がずっと発生するので、本人の生涯にかかる累積コストの負担は軽くない。

⇒ **柔軟かつ軽負担の財産管理、積極的な遺産運用・相続税対策をしたい場合、あるいは、生涯にかかる累積コストの軽減や生涯コストの“見える化”をしたい場合は、「家族信託」を選択することは良策となり得る！**

<多くの一般市民（専門家も含め）が持つ、成年後見制度の誤解>

これから変更されるかもしれない、後見制度改正の方向性

≪現状の課題 1 ≫

後見制度は一度開始すると、判断能力が回復しない限り利用をやめられない。
つまり、実務上は、本人が亡くなるまで止められない。（後見制度利用に伴う支出は一生続く）

⇒ 必要性がなくなれば、終了することもできるスポット的利用案

≪現状の課題 2 ≫

後見人の包括的な代理権等により、本人の自己決定が必要以上に制限される。

⇒ 包括的な代理権等よりも狭い、本人に必要な特定の権限を付与する案

≪現状の課題 3 ≫

本人の意見・ニーズと、後見人との方針が合わず、本人保護が十分に実現できていない。
（一度選任された後見人は、不正や健康上の理由など特別な事情が無い限り交代できない）

⇒ 本人の利益のために特に必要がある場合には交代（解任）できる案

Ⅱ：リモート公正証書作成スタート

具体的な利用手順についての 最新情報

日本公証人連合会
総括理事
上野公証役場 公証人

加藤 朋寛 様

= 事前にお送りした質問 =

1. リモートによる信託公正証書作成はいつから始まりますか？
2. 早速信託公正証書のリモート作成を希望しているお客様がいるのですが、「事前準備」はいつから可能ですか？
3. 同じく、公正証書遺言のリモート作成を希望しているお客様がいるのですが、「事前準備」はいつから可能ですか？
4. リモートによる公正証書作成を申し込みたいのですが、公証人連合会のホームページに掲載されている指定公証人は地域に関係なく依頼して良いのですか？
5. 指定公証人の中で、「家族信託（民事信託）」に精通されている公証人はどなたかを知る方法がありますか？
6. リモートによる信託公正証書を作成する際の公証役場手数料は決定しましたか？
7. （同じく）リモートによる公正証書遺言を作成する際の手数料も教えてください。
8. リモートによる信託公正証書を利用するケースで、当事者が公証役場に出向かずに作成する場合には、公証役場手数料はどのように納付するのですか？
9. お客様を当事務所にお迎えして、公証役場とつなぎ、リモートで信託公正証書を作成したいと思っています。しかし、初めてのことで上手く進行できるか不安です。事前に「テスト接続」や「電子署名の予行演習」は可能でしょうか？

令和7年9月19日

電子公正証書制度の 補足説明

日本公証人連合会総括理事
加 藤 朋 寛



改正公証人法の施行について

1 改正公証人法の施行期日－令和7年10月1日

- 改正公証人法自体は、全国一斉に施行
⇒ 同日以降の公正証書の作成は、新法に従って行われる。
- 電子公正証書・リモート作成の開始時期は、役場毎に異なる。
 - ・ 電子公正証書作成等は、指定を受けた公証人が取り扱うため。
(改正公証人法（以下「新法」）第7条の2)

2 個々の役場における電子公正証書への移行

- 法務大臣の指定を受けた日に作成する公正証書からデジタル化
 - ・ 指定前に相談があった場合でも、公正証書の作成が指定を受けた日以後であれば、原則として電子公正証書として作成。
- 個々の公証人が指定を受ける日については、今後公表される見込み



改正公証人法の施行について

3 指定前の公証人による公正証書の作成について

- 書面（紙）で公正証書原本を作成（新法36条2号）
ただし、新法が定める書面での公正証書の作成の方式に従う。
- 書面での作成に関する変更点
 - ・ 用紙は、罫紙でなくてもよい。（改正公証人法施行規則（以下「新施行規則」）10条）
 - ・ 列席者の職業の記載は不要。（新法38条、新規則24条）
 - ・ 列席者は署名のみで、押印不要。（新法40条5項） etc.
 - ← 保証意思宣明公正証書の保証人、成年被後見人の遺言公正証書の立会医師等、法律で要求されている場合は押印が必要
 - ← 印鑑証明書が本人確認資料であるときは、実印の押捺を求めることもあり得る。



リモート方式の申出と本人性の証明について

1 本人性証明資料の提出（新法 28 条）

(1) 公正証書作成嘱託書（実印押捺又は電子署名済み）の提出

- ① 書面の場合：公正証書の内容及び公正証書の作成を嘱託する旨を記載し、実印を押捺して、印鑑証明書を添付したもの
- ② 電磁的記録の場合：公正証書の内容及び公正証書の作成を嘱託する旨を記録して、法務大臣指定の電子証明書による電子署名をしたもの（新施行規則 22 条 1 項）

(2) 写真が表示された公的身分証明書の写しの提出

※ ウェブ会議において、原本を画面上に提示（公証人がキャプチャする。）



リモート方式の申出と本人性の証明について

2 リモート方式の申出書の提出（新法 31 条、37 条 2 項、40 条 3 項）

- 主な記載事項
 - 公正証書の内容
 - 参加者の氏名
 - リモート方式利用の必要性
 - 参加者がリモート手続で使用するメールアドレス

※ 1, 2 を併せた書面又は電磁的記録の提出も可能

- 様式 1 参照



公証人手数料令の改正について

1 改正の趣旨

- ① 少額の契約でも利用しやすくするための引下げ
 - 目的の価額が50万円以下の手数料の新設
- ② ひとり親家庭・身寄りのない高齢者の負担軽減
 - 養育費に係る目的の価額の上限を5年分の支払総額に引下げ
 - 死後事務委任契約の目的の価額に対する手数料を半額に引下げ
- ③ 物価上昇その他の変化を踏まえた手数料の見直し
 - 目的の価額が200万円を超える場合の手数料の引上げ
 - 目的の価額1億円以下の信託に係る加算（13,000円）
 - 原本枚数加算、紙正本・紙謄本の枚数単価引上げ（300円/枚）
 - 電子正本・電子謄本の発行手数料の新設（2500円/通）



公証人手数料令の改正について

2 手数料改正の時期

- 改正公証人手数料令の施行期日－令和7年10月1日
- 嘱託が施行期日以後にされたものについて適用
 - 嘱託日は、原則として公正証書作成日と一致

3 家族信託手数料の計算例

(計算の前提)

- ・ 信託財産の価額 8000万円
- ・ 証書枚数 10枚
- ・ 委託者には紙正本、受託者には電子正本を交付する場合を想定
 - ※ 信託加算が発生
 - ※ 電子公正証書の超過枚数加算は4枚目から
 - ※ 電子公正証書の場合、収入印紙は不要
 - ※ リモート方式か対面方式かでの差はない。

証書の種類	民事信託	紙・電子	電子
目的の価額	80,000,000		
手数料等	種 別	数	
49,000 円	原 本	1 行	為
2,100 円	超 過 枚 数	7 枚	
3,300 円	紙 正 本	11 枚	1 通
0 円	紙 謄 本	0 枚	0 通
2,500 円	電 子 正 本		1 通
0 円	電 子 謄 本		0 通
13,000 円	信 託 加 算		
0 円	病 床 執 務 加 算		
0 円	日 当 (1 日)	時 迄	
0 円	実 費	円	
0 円	立 替 印 紙		
69,900 円	合 計		



いただいた御質問について

- ① リモート方式による信託公正証書作成の開始時期
- ② リモート方式による公正証書作成の事前準備はいつから可能か。
- ③ 指定公証人は地域に関係なく嘱託できるか。
- ④ 家族信託に精通している公証人を知る方法
- ⑤ リモート方式による場合の手数料及び納付方法
- ⑥ リモート方式による場合の予行演習の可否

≪MEMO≫

休憩

(14 : 50~15 : 00)

Ⅲ：福祉型に特化した活動を展開される ふくし信託株式会社

ふくし信託株式会社
代表取締役社長

司法書士 **山北 英仁 様**

ふくし信託

「商事信託と家族信託」

～どう違う?～



ふくし信託
F U K U S H I

日時: 2025年09月19日15:00～16:00

場所: 神田カンファレンス・ルーム

主催: (一社)家族信託普及協会

講師: 山北 英仁
ふくし信託株式会社・司法書士



①受託者の違い

受託者

家族信託・・・商事信託会社以外誰でもよい、自然人・法人OK

商事信託・・・内閣総理大臣の許可又は登録を受けた株式会社でなければならない。

受託者の権限

家族信託・・・信託目的を達成するための必要行為の範囲内であれば裁量あり(26条)

商事信託のうち運用型・・・同上(現実には委託者の指図を必要としている)

商事信託のうち管理型・・・原則裁量無し、指図権者の指図(ただし、指図あれば運用は可)

ふくし信託㈱

2

②信託関係人の違い

家族信託⇒信託監督人(131条以下)、受益者代理人(138条以下)、
指図人(信託法にはない)、信託事務委託(28条)

商事信託⇒信託法上の関係人中、信託監督人については、監督官庁
(内閣府委任の金融庁・一部財務局)があるため、信託会社
では使われることはない。受益者代理人、信託事務委託
(業法22条23条)指図権者(業法65条66条)、信託契約
代理(業法67条以下)

③信託引受時の違い

家族信託⇒信託引受時の行為準則・・・なし。

弁護士・倫理規定、司法書士・行為規範

商事信託⇒信託の引受に係る行為準則(業法24条)禁止事項①虚偽告知、②不確定事項についての断定的判断の提供又は確実であると誤解させる恐れあることの告知、③特別利益の提供の約束又は提供行為④受益権損失補填・補足の約束又は補填補足行為、⑤内閣府令で定める行為(1項)。委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないようにする(2項)・・・適合性の原則

引受前の処置・・・指定紛争解決機関と手続実施基本契約の締結をしておくこと

ふくし信託(株)

4

④設定時及び期間中の違い

設定時

家族信託⇒信託契約書案作成のうえを委託者及び受託者への説明
信託口座開設のための公正証書化、信託口座開設

商事信託⇒信託約款及び特約条項の説明(業法25条)、重要事項説明書の交付(26条)、公正証書にはしない。銀行口座は
受託会社の決済用預金口座

期間中

家族信託⇒帳簿等作成、報告、保存義務(37条)

商事信託⇒信託財産状況報告書交付、信託財産に係る行為準則(業法27条～29条)

家族信託と商事信託のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
家族信託	1. 柔軟な財産管理・資産承継のスキーム組成が可能 2. 信託報酬を自由に設定可能、ランニングコストを抑えることができる 3. 財産であれば何でも信託財産にできる	1. 受託者として適任者がいない 2. 受託者になった者に信託そのものの理解が不足 3. 受託者の不正や暴走を防ぐ対策に公的機関がない 4. 受託者個人の交代のリスク(死亡・辞任)
商事信託	1. プロの免許、登録を受けた受託者の管理 2. 金融庁監督の下で不正や相続リスクの低下 3. ご本人の死亡後の資金の引出しがスムーズ 4. 財産管理の負担軽減 5. 長期間の信託が可能	1. 財産の規模がある程度必要、信託期間が短くなる 2. 管理にコスト(信託報酬)がかかる 3. 受託者による権限が少ない 4. 資産によって信託できないものがある 5. 資産の組み換えといった柔軟な対応ができない

管理型信託会社の指図権者とは？

1. 管理型信託会社としての登録

- 信託業法第2条1項では、受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり、運用や処分を行う信託業（**運用型**）と、同条3項に基づき、受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり処分したりせず、その財産の通常の用法に従って保存・維持・利用のみを行うか、又は委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（**指図権者**）のみの指図を受け、信託財産の管理又は処分を行うとする信託業（**管理型**）に区別される。

2. 指図権者（指図権者）

- 信託業法（§65・§66・信託業法施行規則§68）では、信託財産の『管理』又は『処分』の方法について、指図を行う業を営む者を『指図権者』であると定めている。
- ふくし信託(株)では、委託者をサポートする立場として携わっていただく**専門職の皆様**に**指図権者として**、その役割を担っていただくことを想定している。

3. 福祉型信託における指図権者の役割

- ふくし信託(株)が受託するスキームでは、指図権者の指図として、①**受益者への臨時給付**、②**生活費・医療費捻出のための信託財産の処分**、③**信託不動産の賃貸借**を想定している。

では、弊社における指図権者とは？

当然、委託者は指図権者であり、その委託者が判断能力が低下した際に条件付指図権者に指名される人とは、高齢者や障害をもつ子の親等に対して、生活支援、とりわけ財産管理、身上保護等の支援をされている方々で、

例えば、

- ① 司法書士、弁護士、行政書士、税理士、社会保険労務士、不動産鑑定士(及びこれらの法人)等の後見等による財産管理・身上保護に精通する専門職
- ② 福祉系資格者(社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、介護福祉士等)で、高齢者や障害をもつ子の財産管理、身上保護に理解を示す専門職
- ③ 福祉型信託に関心を持つ賃貸管理会社、身元保証会社、FP、ライフプランナー等

ふくし信託

こんな時に弊社をご紹介ください!!

先生方の廻りの依頼者に財産管理を任せられる適切な受託者になる人がいないとき、ご紹介ください。ただし、

1. 弊社との契約締結の勧誘

2. 勧誘のための弊社商品内容の説明

は、弊社営業職員が行いますので、ご注意ください。

単なる商品案内チラシの配布、一般的な信託商品の仕組み、活用方法についての説明は問題ありません!!

ふくし信託(株)とのコラボ どうする？

★ 当社を受託者とするスキームの案内役として

家族等を受託者となる候補者がいない、又は、後任の受託者が見当たらない等の場合に、当社を思い出してください。

★ 委託者であるお客さまをサポートする立場で

委託者になろうとする依頼者をサポートする立場で、依頼者の要望を詳細にまとめていただき、依頼者及び先生方と当社営業担当者との間で最終的な信託スキームを完成させることが可能となります。

★ 指図人（指図権者）として

当社は、管理型の信託会社ですので、必ず指図人の指図により管理・処分を行うことになります。当社での信託契約においては、信託関係人としての指図人が必須となっておりますので、その役割を担っていただくことを想定しております。

★ 委託者の任意後見人として、又は受益者の受益者代理人として

委託者の任意後見契約を締結のうえ任意後見受任者に就任することや、障害がある子の受益者代理人として就任して頂くことが機会が想定されます。

★ 信託登記手続の支援

信託契約が成立後、司法書士の方が支援者であれば、不動産については信託登記手続の支援をお願いすることになります。

ふくし信託(株)

10

相談内容・事例1. 親なき後(障害者を抱える親)・ふくし信託・特別贈与信託

相続した自宅、ホームセンターへの貸地、銀行預金等を保有している母親(69歳)は、自身の体調不良のためすでに自宅を離れ、介護施設に入居している。母親は、第1種の知的障害を持ち、これまた、施設に入所している長男(41歳)の将来を非常に心配していた。重度の障害を持つ長男には、後見人として従兄弟が就任しており、その成年後見監督人として相談者である司法書士が就任していた。その司法書士が、母親、従兄弟及び税理士等と相談したところ、信託が彼の将来の財産管理のためには一番ふさわしいとの結論に至り、受託者として従兄弟に依頼したいが、従兄弟も勤めの身であり、後見業務以外に母親の財産を受託するには荷が重すぎるとのことであったため、その司法書士よりふくし信託㈱へ相談が持ち掛けられたものである。

委託者兼受益者を母親、第2受益者を長男とする受益者連続型信託とし、信託財産としては、貸地及び借主の敷金を含めて現金1000万円とした。委託者は、受益者及び第2受益者の受益者代理人とし、また、指図人としても当初より当該司法書士を指名し、受益者代理人兼指図権代理委託契約を締結した。また、相続税対策にもなるとして、6000万円を特別贈与信託とした。また、貸地の信託登記手続は当該司法書士により申請手続きがなされ完了した。なお、自宅及びその他の金融資産については、遺言書作成がなされた。

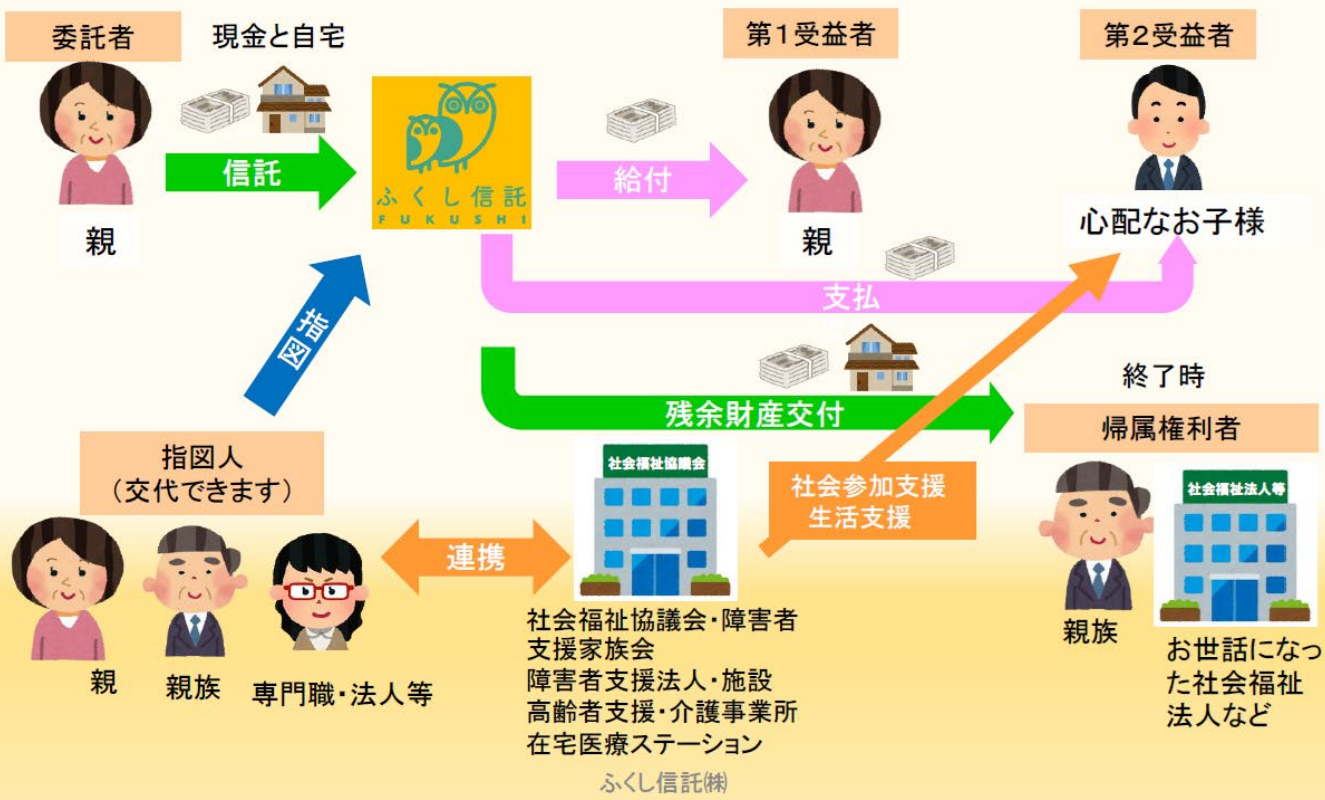


ふくし信託㈱



親なきあと対策

ふくし信託+くみたて信託のハイブリット



特定贈与信託とは？

- ① 特定障害者の方の生活の安定を図ることを目的に、②その親族等が③財産を④信託会社等に信託すること 特定障害者に対する贈与税の非課税制度(相続税法21条の4)

① 受益者

特別障害者6000万円非課税・・・等級1級の知的障害者、精神障害、1級又は2級の身体障害者、他

特定障害者3000万円非課税・・・中軽度の知的障害者、精神障害者2級又は3級、

- ② 委託者・・・親族や篤志家で、共同して可 法人不可

- ③ 信託財産・・・①金銭、②有価証券、③金銭債権、④立木及び立木の生立する土地、⑤賃貸不動産、⑥特定障害者の居住用不動産については(①～⑤とセット)

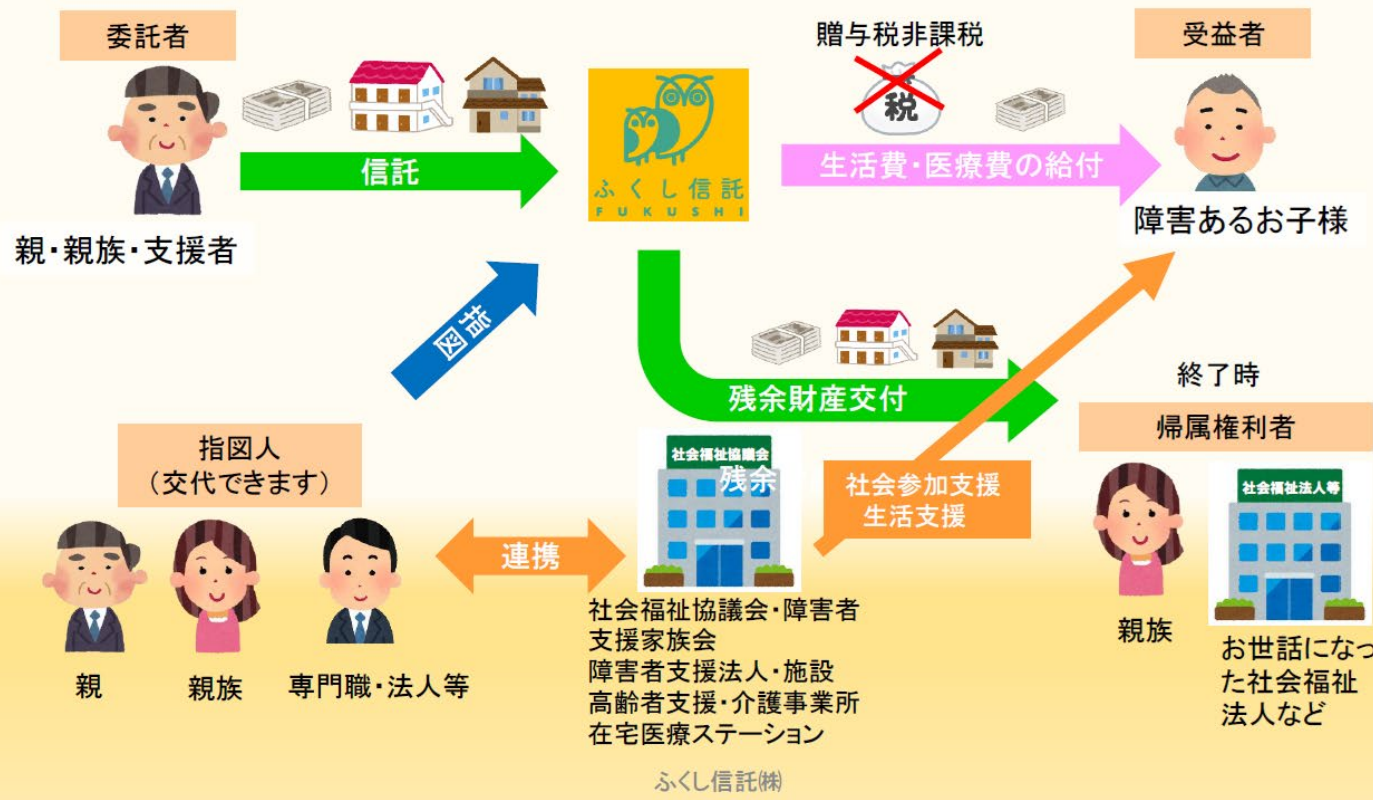
- ④ 受託者・・・信託会社等・・・商事信託(信託銀行、信託会社) 民事信託不可

- ⑤ 障害者非課税信託申告・・・特定障害者扶養信託に基づいて信託される日までに提出



くみたて・とくそう信託

贈与税が非課税になる信託スキームです。
障害ある方の生活・医療等の支援として、定期的かつ必要に応じて給付を確保します。
不動産も信託していただくことができます。この場合は、不動産維持のための金銭も信託していただきます。



相談内容・事例2 死後事務委任 がんばろう信託

相談者 司法書士の依頼者 76歳 男性、25歳の時に結婚、34歳で離婚、子は長男(49歳)一人だが疎遠な関係になっている。

依頼者と司法書士との間に任意後見契約、継続的見守り契約、財産管理契約、死後事務契約を公正証書にて締結している。依頼者は、死後事務契約について、金500万円を信託したいとのことである。他の財産については別途公正証書遺言を作成し、遺言執行者として当該司法書士を指名しているとのことであった。

また、司法書士は他の依頼者とも死後事務契約を締結しているが、司法書士及び依頼者は信託の明確性と分別管理機能を希望しているため、資格者専用信託は選択しないとのことであった。



依頼者



司法書士



長男

ふくし信託㈱



受託者

15

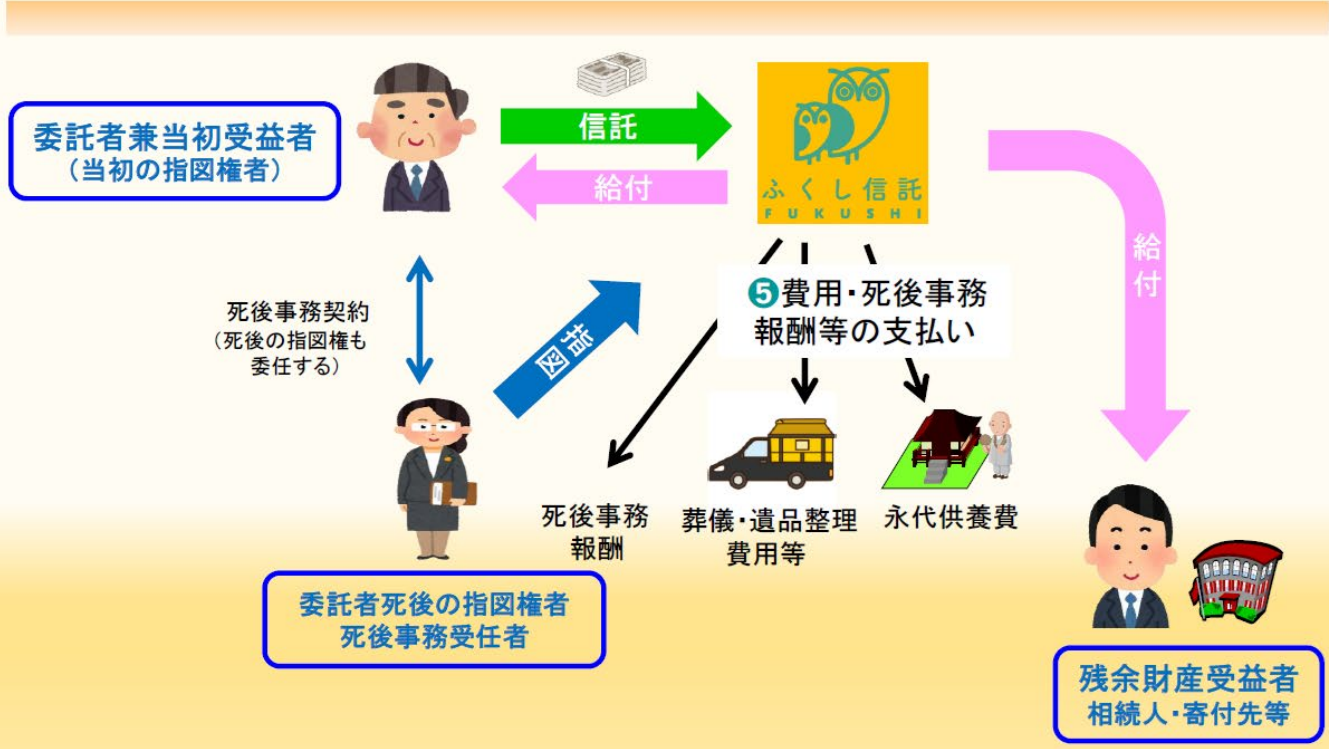


死後事務受任
預託金対策

がんばろう信託

主に、死後事務委任契約による預託金管理を確実に保管し、死後事務にかかる費用の支払いを行うためのスキームです。

ご存命中の臨時支出の備えとしてもご利用いただけます。不動産を信託する場合やご存命中の支出内容を中心とする場合は、くみたて信託として承ります。



相談内容・事例3 家族信託・受託者変更 くみたて信託

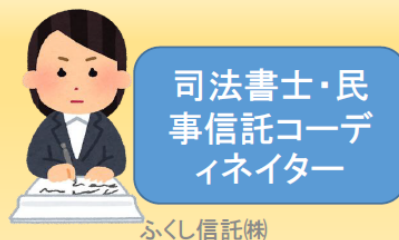
相談者 委託者71歳独身男性 障害有り 司法書士より

推定相続人：第一人(66歳)妻子あり

所有財産：自宅、投資用アパート・駐車場

現在の生活状況：委託者は施設にて生活支援を受けている。本人は身体障害で、手が不自由で署名ができないため、弟に代筆してもらっている。今般、司法書士の指導により、受託者を弟とする民事信託を設定するに当たり、適任の後継受託者がいないため、ふくし信託(株)へ後継受託者の依頼があった。

- 問題点① 当初より、後継受託者に指名される場合☞信託口座作成の際に、大方の銀行は後継受託者は自然人でなければならないとする。
- 問題点② 信託外借入、又は、信託内借入☞金融機関よりの事前の承諾、債務引受は不可



相談内容・事例4

遺言信託・任意後見契約

くみたて信託

1.遺言信託

都内銀行からの依頼で、銀行の依頼者である夫婦が、障害を持つ子のために、夫婦双方がふくし信託(株)を受託者とし、信託財産としては、遺言者が遺産として残す金融資産とし、遺言執行者に指定された銀行が死亡の際に、残余預貯金残高を信託とする遺言信託を作成。指図権者については、第一次指図人として、生存配偶者、第二次指図権者として甥子、第三次指図人として民事信託推進センターに取次のうえ、予め指定された受益者代理人に同センターにより推薦された民事信託士との間において停止条件付指図委託契約を締結する権限を付与する旨の停止条件付指図委託契約書を締結した。

2. 任意後見契約

障害を持つ子(甲とする)は、軽度の障害者であったため、夫婦及び甥子3名を受任者とする任意後見契約を締結した。代理権目録の一部については、「不動産、動産等すべての財産の保存、管理及び処分に関する事項(ただし、不動産の処分については、甲が居住しない場合に限る。また、ふくし信託(株)を受託者とし、甲を受益者とする信託財産の信託受益権及びその果実の保存、管理及び処分を除く。)」旨の規定を置いている。





オーダーメイド くみ た て 信 託

財産の管理を基本とし、お客様のご希望に沿い、幅広いご用途に自由な設計でお応えいたします。

- ① 信託できる財産は、金銭・金銭債権・不動産です。
 - A. 金銭…定期的給付のほか、実際の必要に応じた臨時の給付をします。
 - B. 金銭債権…生命保険金受取請求権を信託させていただきます。
 - C. 自宅…維持費等相当額以上の金銭を併せて信託していただきます。
自宅と併せて信託する金銭は、自宅不動産維持費等のために使用するほか、生活費等として定期・臨時給付します。
 - D. 収益不動産…維持管理等相当額を留保した上で、定期・臨時給付します。
- ② 信託目的については、当社にご相談ください。
- ③ 信託された財産の管理処分、給付については指図人(必置)の指図に従います。
- ④ 信託の終了・帰属権利者等については、お客様のご意向に従い設定いたします。

★オーダーメイドスキームご相談案件

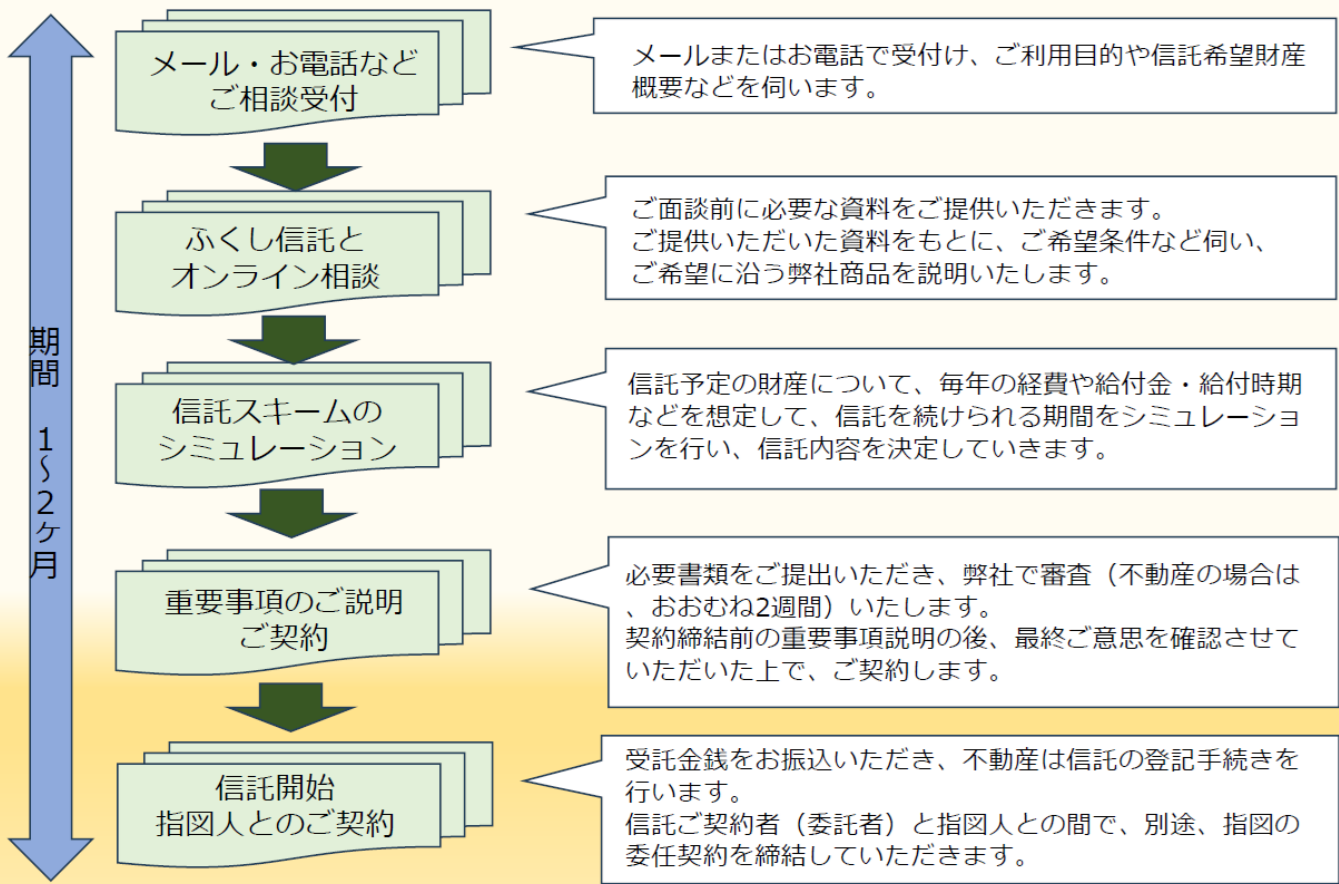
- ・ 死後事務受任等で管理する預託期間対策を目的とする事業者様向けスキーム
- ・ 遺言による信託とし、障害有る子への給付を目的とするスキーム
- ・ 当初は、親族を受託者とし、後任受託者をふくし信託(株)とするスキーム

ふくし信託(株)

19

19

ふくし信託(株)の成約までの手続は？



ふくし信託(株)が説明会に伺います！

ふくし信託

ご要望に応じて、ご訪問またはZOOMにて説明会を開催いたします。

2名様から受付けます。

この機会に是非、ご検討ください。



下記あて、「説明会開催希望」とお申込みください

<https://www.fukushitrust.com/contact/>



● わたしたち ●

ふくし信託株式会社は、信託と身上保護との連携を特色とする新しい信託会社です。

★

法律実務家ならではの高い職業倫理と実務能力

ふくし信託株式会社は、高齢者の財産管理に真剣に取り組む、財産管理のプロである司法書士・弁護士等によって設立された信託会社です。お客さま本意の高い職業倫理と経験に裏打ちされた実務能力で、お客さまの想いを実現します。

★

実務経験豊富な信託のプロによる最適なスキーム提案

信託の専門家である「民事信託士®」の資格を持った司法書士・弁護士が集う「一般社団法人民事信託推進センター」との連携により、お客様に寄り添った支援いたします。

★

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの連携

ふくし信託株式会社は、成年後見制度に精通した司法書士らによって設立された信託会社です。司法書士関連団体である「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート」と連携し、信託と成年後見制度を組み合わせた総合的なサポートを実現します。

ふくし信託



ふくし信託
FUKUSHI

ふくし信託株式会社

〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町1番13号
横尾ビル2階

TEL 03-6709-8081
FAX 03-6273-0351
ホームページ
<https://www.fukushitrust.com>

事業内容：管理型信託業
登録番号：関東財務局長（信）第21号
指定紛争：一般社団法人信託協会
解決機関

【R4.9】



ふくし信託
FUKUSHI

財産管理を託せる人が
いないことで
あきらめていませんか？

プロにまかせる
という選択肢があります

ふくし信託

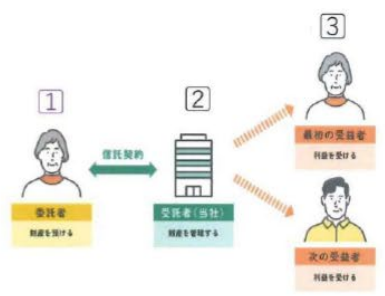
22

49

Copyright (C) 一般社団法人家族信託普及協会

家族信託専門士・コーディネーターフォロー研修202509

●福祉型の信託とは？



- ①「信託」とは？
信託は、3者の関係からなる制度です。
- ①委託者（財産を預ける人）
 - ②受託者（財産を管理する人）
 - ③受益者（利益を受ける人）

- ①委託者は、受託者（当社）と信託契約を結びます。
- ②受託者は、信託契約に沿って預かった財産を管理します。
- ③受益者は、信託契約で決めた方法や順序で利益を受け取ります。

②「福祉型の信託」とは？
当社が受託者となり、
●高齢者や障害者の方の財産管理のため
●親なき後、障害者などケアを要する方の扶養のため
など、財産管理の問題を解決する目的で設定する信託です。

●商品のご案内

障がいある子供の将来が心配…

お一人さまの自分の葬儀代の支払いは誰にやってもらえるの？

終活は子供を頼らずに自分で決めたとおりにやりたい…

自分が認知症になったらお金は誰に任せたらいいの？

再婚した配偶者の将来の暮らしが心配…

当社では、お客さまからお預かりした財産を、お客さまの求めに応じてお渡しできるように、多様な商品をご用意しております。
障害のあるお子様や「お一人さま」をはじめとして、将来の財産管理に対するお悩みをお持ちの方々に、不安を安心に変えて明るい「これから」のお手伝いをいたします。

①ふくし信託

ご自身の判断能力が低下したときやご自身が亡くなった後のお子様の生活を支援する商品です。



②がんばろう信託

ご自身の亡き後の手続き等を決めておきたい方のご要望にお応えする商品です。
ご葬儀や遺産整理、永代供養や遺贈寄付などをご自身の希望する方法で滞りなく行うための資金を確保することができる商品です。



③ひきつぎ信託

ご自身の判断能力が低下したときなどに備えた財産管理にプラスして、ご自身が亡くなったときに残された配偶者が安定した生活費を確保するための商品です。



このほか、お客さまの個性を活かした「くみたて信託」（オーダーメイド型）もご対応しますので、お気軽にお問い合わせください。

ふくし信託



ご清聴有難うございました。
当社へのお問い合わせについては、下記メールアドレス又はHPからご利用いただければ幸いです。

toiawase@fukushitrust.com

HP: <https://www.fukushitrust.com>

ふくし信託株式会社



≪MEMO≫

<MEMO>



家族信託普及協会クレド(「約束」)

私たちは、肩書や保有資格に関わらず、家族信託制度を真摯に学ぶことを通じて、お客様の相続や資産管理に関する問題を解決するプロフェッショナルたろうと考えています。

私たちが考えるプロフェッショナルとは、

- ・お客様のお話を傾聴し、その想いを正確に受け止めること
- ・分かりやすい言葉で、お客様が理解・納得できるような説明・打合せができること
- ・私たちと接して下さったお客様には、必ず安心して笑顔を持ち帰っていただくこと
- ・自分がプロとして未完成であることを率直に認め、謙虚な気持ちで学び続けること
- ・全ての出会いが「学ぶ機会」であると意識すること
- ・自分が発した言葉、書いた文章に責任を持つこと
- ・「信頼」こそが私たちの財産であり、約束は必ず守ること

ができる人であると考えており、私たちはそのための努力を怠りません。

私たちは、今日よりも明日、今年よりも来年、より質の高いサービスを提供できるようになれる自分に、誇りを持っています。

お客様が私にお話しいただいた内容は、お客様の問題解決のためだけに使用し、私自らの営業活動のためには決して使用しません。

行動指針

1. 誰に対しても丁寧に礼儀を忘れることなく傾聴し、相手の真意・想いをきちんと受け止めます
2. 難解な法律用語を避け、誰でも理解・納得できる平易な言葉を使うように心がけます
3. 委託者の想いをないがしろにし、一部の者に利益誘導するような意図のある依頼は受任しません
4. 依頼人は、委託者の家族・親族全員であることを認識し、「依頼人の課題解決」に最善を尽くします
5. 報酬基準の明示と概算見積(総費用)の事前提示を徹底し、依頼人に安心・納得いただきます
6. 虚偽の実績を誇示すること(誇大広告)、著しく安い報酬を提示すること(不当廉価)、家族信託なら「暦年贈与ができる」「節税できる」など誤解を招く謳い文句で説明すること(不当誘致)はしません
7. 違法・脱法行為を意図した依頼、またそれらの行為の手助けとなり得る依頼には一切関与しません
8. 自分の専門外の分野は、当該分野の専門職を紹介できるネットワークを構築し、チームとしてコンサルティングサービスを提供します
9. 「無知は罪惡」であることを忘れず、関連する法規及びそれらの関係税法に関する解釈・法改正・判例・通達・実務的運用について学び続け、情報収集を怠りません
10. 未完成な自分を常に自覚し、知識・コミュニケーション力・コンサルティング力の向上に取り組みます

信託設計における基本姿勢

1. 直接委託者から想いや希望を伺っているか
2. 家族全員が参加をする「家族会議」に同席することを前提に、家族の想いや希望も踏まえた施策を検討・実行することについて、委託者及びその家族全員の合意は得られているか
3. 将来リスク(資産凍結、争族、税務、家族構成・社会の変化)を考慮・説明したか
4. 家族信託以外の施策についてもメリット・デメリットを比較検討・説明したか
5. 家族信託と遺言・任意後見等の併用策について検討・説明をしたか
6. 信託の設計や信託契約書の内容について第三者の確認を得たか(セカンドオピニオンをもらったか)
7. 不測の事態が生じて、契約の変更・終了を含め対応可能な備えができているか
8. 信託契約書の各条文の内容、条文を置く意味を依頼人家族及び第三者に説明できるか
9. 依頼内容に関する総費用につき事前見積をし、納得して依頼をもらったか
10. 専門職間で共同受任する際の報酬のシェアについて、事前に明朗な取り決めをしたか
11. 「信託組成はゴールではなくスタートである」という認識の下、信託組成後の実務及び定期的なフォロー体制について、委託者・受託者及びその家族に説明をし安心してもらえたか
12. 定期的な家族会議の開催を促し、必要に応じていつでもそこに同席することを説明したか